

特許庁による「OMECO」商標登録取消決定の取消を求める訴訟の提起について

特許庁は、2021年12月14日、スイスの高級時計ブランド「OMEGA」の製造販売を手掛けるオメガ社による登録異議の申立てに基づき、株式会社 OMECO（所在：東京都台東区、代表取締役：風間 友亮）保有にかかる「OMECO」の商標（登録 6277280 号、以下「本件商標」）を取り消す旨決定しました。

当社は、これを受け、2022年1月19日、特許庁による上記決定の取消を求める行政事件訴訟を知的財産高等裁判所へ提起しましたことをお知らせいたします。

まず前提となる特許庁の取消決定の内容ですが、本件商標を付した当社の時計製品がオメガ社保有にかかる商標（以下「引用商標」）の商品であると需要者が「混同するおそれ」があるという点と、本件商標が卑わいな印象を与える商標についてオメガ社の引用商標にただ乗りする不正な目的から出願されたものであるという点の 2 点を理由に商標権登録を取り消すというものでした。

しかし、本件商標と OMEGA 社の引用商標は、外観、呼称において明らかな相違があるうえ、前者が女性器、性交を意味する俗語「オメコ」を想起させるものだとしても、後者はギリシャ文字の最終の文字または外国製の高級ブランドであるオメガ社の商品の観念を生じさせるものであり、両者は観念においても大きく異なることから、その類似性の程度は決して高いとはいえません。

また、本件商標を付した当社の時計製品が 2 万円以下の廉価でインターネットでのみ販売されているのに対し、引用商標を付したオメガ社の時計製品は 70 万円を超える高価で主にデパートの時計宝飾サロン等の店舗や専用販売スペースで宝飾品と並べて販売されており、両者を取り巻く取引の実情には大きな相違があります。

したがって、本件商標を付した当社の時計製品を目にした需要者がこれをオメガ社の時計製品であると実際に混同する事態など到底考えられないというのが当社の見解です。

さらに、当社は、ローマ字で記載された本件商標が限定的に普及しているにとどまる俗語「オメコ」の意味内容についての印象を与えることを理由に商標登録を取り消すという判断は、公序良俗の意味内容を過大に拡大解釈するものとして不合理であり、そもそも棲み分けを前提とした明らかなパロディにつき不正な目的と安直に断罪して商標登録を認めないとする硬直的な判断も、時代に逆行する不当なものであると考えております。

当社としましては、今回提起した訴訟の中で、以上の当社見解について詳細な主張を行い、知的財産高等裁判所による公正な判断を求める次第です。



① OMECO商標登録証

※株式会社Gerardは株式会社OMECOの旧社名である

別掲1 (本件商標)

OMECO

別掲2 (引用商標1)

OMEGA

② OMECO商標とOMEGA商標の比較
別掲1がOMECO商標、別掲2がOMEGA商標である。

株式会社 OMECO

代表取締役社長 風間友亮

問い合わせ先：広報担当 田中

TEL：03-6284-2382

メール：info@omeco-watch.com

以上